

第三者評価結果

事業所名：ウイアー

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	c
<コメント> 利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念にもとづく個別支援を行っています。利用者の主体的な活動については、利用者の意向を尊重しながら、その発展を促すように支援を行っています。趣味活動、衣服、理美容や嗜好品等については、利用者の意思や希望、個性を尊重し、必要な支援を行っています。利用者の権利について職員が検討し、理解・共有する機会が設けられています。他方で、生活に関わるルール等について、利用者と話しあう機会を月1回の利用者会や、また希望により適宜行い、職員と面談をすることで利用者の気持ちを反映しながら決めていきます。職員一人ひとりが合理的配慮と言う点では知識不足のところもあり、個別支援の取組を具体化することに関しては、内容が不十分となっています。	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備されています。マニュアル等に沿って支援計画の変更時や必要に応じてサービス管理責任者が利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知しています。権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っています。また契約時や必要に応じて利用者や家族に説明して原則禁止される身体拘束を、緊急やむを得ない場合に一時的に実施する事がある際にも具体的な手続と実施方法を明確に定め、適切に行っています。所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしています。権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けています。権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されています。	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 利用者の心身の状況、生活習慣や望む生活等を理解し、一人ひとりの自律・自立に配慮した個別支援を行っています。利用者が自力で行う生活上の行為は見守りの姿勢を基本とし、必要な時には迅速に支援しています。自律・自立生活のための動機づけを行い、生活の自己管理ができるように支援しています。行政手続、生活関連サービス等の利用を支援しています。職員は、自立という点を事業所全体で反芻しながら支援することで「自立支援」の基準を儲け、職員全員が常に自問自答しながら利用者のサービスにあたっています。	
【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	b
<コメント> 利用者の心身の状況に応じて、さまざまな機会や方法によりコミュニケーションが図られています。意思表示や伝達が困難で、コミュニケーションが十分ではない利用者の意思や希望をできるだけ適切に理解するための個別的な配慮が行われています。利用者のコミュニケーション能力を高めるための支援に関しては概ね出来てはいますが、職員一人ひとりが利用者支援の視点でサービスを行っているかという視点で見ると不十分です。また必要に応じて、コミュニケーション機器の活用や代弁者の協力を得るなどの様々な工夫も不十分です。今後、職員間で、利用者とのコミュニケーションを高めるという点において一層の理解を目指していくことが期待されます。	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 利用者が職員に話したいことを話せる機会を個別に設け、利用者の意思決定の支援を適切に行っています。相談内容について、サービス管理責任者等と関係職員は検討し、理解・共有を図り、相談内容をもとに、個別支援計画への反映と支援全体の調整等を行っています。利用者の選択・決定と理解のための情報提供や説明は行っていますが、職員すべてが十分という訳ではなく、今後の課題としています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 利用者の状況に応じて活動やプログラム等へ参加するための支援を行っています。個別支援計画の見直し等とあわせて日中活動と支援内容等の検討・見直しを行っています。文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報、地域のさまざまな日中活動の情報提供等、必要に応じた利用支援を行っています。個別支援計画に基づき、利用者の希望やニーズにより選択できる日中活動（支援・メニュー等）の多様化を図ること、利用者の意向にもとづく余暇やレクリエーションが適切に提供される事に関しては、職員の個々の理解力の差やニーズの取り方に差異があり不十分となっています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>c</p>
<p><コメント> 職員は障害に関する専門知識の習得と支援の向上を図っています。利用者の障害による行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等を検討し、理解・共有しています。行動障害等、個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等に基づき、支援方法の検討・見直し・環境整備等、また、障害状況に応じた利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っています。職員は、利用者の不適応行動など行動障害の対応に関しては、日常的な対応はできてはいるものの、意識的に対応しているかということ、障害関係全般にわたって知識不足なため、十分な対応でないことがあります。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>c</p>
<p><コメント> 食事提供、入浴支援、排泄支援等の日常的な生活支援は利用者が自立しているため行っていません。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 利用者の居室や日中活動の場等は、安心・安全に配慮されています。居室、食堂、浴室、トイレ等は、清潔、適温と明るい雰囲気を保っています。利用者が他の利用者に影響を及ぼすような場合、一時的に他の部屋を使用する等の対応と支援を行っています。生活環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っています。利用者が思い思いに過ごせるよう、月1回の利用者会や朝昼夕礼で直接意見が出た内容を精査して環境整備を行いながら、利用者が安眠（休息）できるよう生活環境の工夫や安全等への配慮を行っています。安全への配慮等はマニュアル化されておらず利用者へのサービスの平準化としては十分ではありません。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>利用者の障害の状況に応じて専門職の助言・指導のもとに機能訓練・生活訓練を行っています。定期的にモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画や支援の検討・見直しを行っています。</p> <p>生活動作や行動のなかで、意図的な機能訓練・生活訓練や支援、利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行えるような工夫、また、利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種（公認心理師・臨床心理士）の方と連携して医療的視点での機能訓練・生活訓練を行ってはいますが、職員からの提案が多く利用者自身が主体的に行う機能訓練・生活訓練となっていると言えない為、利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行うことには不足があります。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	c
<p><コメント></p> <p>毎日の健康チェックや排せつなど必要に応じたさまざまな場面を通して、利用者の健康状態の把握に努めています。またフェイスシートやアセスメント、モニタリング等を活用しながら利用者の障害の状況にあわせた健康の維持・増進のための工夫を行っています。利用者の体調変化等における迅速な対応のための手順、医師・医療機関との連携・対応を適切に行う為に緊急連絡先等の確認をフェイスシート作成時に行っています。但し、医師又は看護師等による健康相談や健康面での説明の機会を定期的に設けたり、障害児・者の健康管理等を行うことに関しては、主治医をはじめとする医療関係者との連携がまだ不十分な点があります。職員研修や職員の個別指導等に関しても医療関係の内容に関して定期的に行うことが出来ていないのが現状です。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>医療的な支援を行っていないため非該当。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の希望と意向を把握し、社会参加に資する情報や学習・体験の機会を提供する等、社会参加への支援を行っています。利用者の外出・外泊や友人との交流等について、利用者を尊重して柔軟な対応や支援を行っています。利用者や家族等の希望と意向を尊重した学習支援を行っています。利用者の社会参加や学習の意欲を高めるための支援と工夫も行っています。コロナ禍で、施設及び世の中全体が保守的な対応を取らざるを得ない状況が続いていますが、最大限の自由と意思尊重の支援を行う為、毎日の朝昼夕礼、玄関にある意見箱、月1回の利用者会、希望者との適宜の面談がありコロナ禍においても様々な支援を行っています。しかし、これらの対応に関しては職員間での連絡は口頭で行う事が多くマニュアル等により一元化されていません。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習・体験の機会に関しては職場体験等を行いながら提供しています。利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高めるための職場体験を行う事で利用者の気持ちの安定を図っています。地域生活への移行や地域生活について、利用者の意思や希望が尊重されています。地域の関係機関等とも連携・協力しています。</p> <p>就労移行支援B型に変更になった2018年から約3年経過し、一般就労を目指すべき利用者もいますが、コロナ禍もあり、外部との交流が十分できていない状況です。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント> 家族等との連携・交流にあたっては、利用者の意向を尊重して対応を行っています。利用者の生活状況等について、定期的に家族等への報告を行っています。利用者の生活や支援について、家族等と意見交換する機会を設けています。利用者の生活や支援に関する家族等からの相談に応じ、必要に応じて助言等の家族支援を行っています。利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールに関しても明確にされ、適切に行っています。家族等との連携や家族支援についての工夫を行っていますが、職員間での連絡は口頭で行う事が多くマニュアル等により一元化されていません。連絡ツールとしては、契約時等のフェイスシート等の緊急連絡先を確認し、それらをもとに事務所に緊急連絡先一覧を作成することで、利用者家族等との交流支援等も行えるようになっていきます。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 障害児施設ではないため評価外	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	b
<コメント> 利用者一人ひとりの働く力や可能性を引き出すような取組や工夫を行っています。利用者の意向や障害の状況に合わせ、働くために必要なマナー、知識・技術の習得や能力の向上、働く意欲の維持・向上への支援を行っています。仕事や支援の内容について、利用者との定期的な報告と話し合いを行っています。利用者一人ひとりの障害に応じた就労支援や、地域の企業、関係機関、家族等との連携・協力のもと、就労支援に関しては色々なことに挑戦しながら、家族、支援者も含めて固定観念に囚われない支援を心がけています。コロナ禍でもあり、本来は一般就労への移行期にある利用者も、移行の準備が出来ていない部分があります。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	b
<コメント> 利用者の意向や障害の状況に応じた仕事時間、内容・工程等となっています。利用者が選択できるよう、多様な仕事の内容・工程等を提供するための工夫を行っています。利用者の賃金（工賃）等は、契約時や工賃支払い時に利用者の個別性に合わせてわかりやすく説明し、同意を得たうえで適切に支払われています。一般就労を目指すということも含めて利用者のモチベーション向上賃金（工賃）を引き上げるための取組や工夫を行っています。労働安全衛生に関する配慮も適切に行っています。仕事の内容・工程等の計画は、利用者向けに作成しておらず職員のみでの把握となっています。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	c
<コメント> 利用者の就労移行を目指す時期に就労継続支援B型に移行になり約3年経っています。利用者が移行を目指すべき職場や既存の利用者の工賃確保の為に受注先を開拓し、利用者の仕事の機会の拡大（職場開拓）に努めています。その反面、コロナ禍の為に、工夫はしてはいるものの、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等との連携を定期的かつ適切に行うことや、利用者の障害の状況や働く力にあわせて、利用者や企業とのマッチングなどの就職支援や就労後の利用者や職場との関係づくりなど、職場定着等の支援、利用者や地域の障害者が離職した場合の受入先の支援等が不十分です。地域の企業等との関係性の構築や障害者が働く場における「合理的配慮」を促進する取組・働きかけは十分ではありません。	